

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年8月23日（平成28年（行情）諮問第508号）

答申日：平成29年3月31日（平成28年度（行情）答申第833号）

事件名：特定の道路改良工事に伴う特定地番の土地売買登記に関する書類の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、結論において妥当である。

文書1 不在者財産管理人選任申立書

文書2 権限外行為許可に関する審判書

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、東北地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成27年11月5日付け国東整総情第1360-3号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めらる。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

原処分の不開示部分のうち、文書1の2葉中「申立て実情」3及び4、文書2の別紙「財産目録（土地）」備考欄の名義人の部分について開示を求めらる。

ア 文書1の2葉中「申立て実情」3及び4

その調査事項や調査手法を開示しても、法5条1号の規定には該当しない。

イ 文書2の別紙「財産目録（土地）」備考欄の名義人

土地の登記名義人と名義人が同一であれば、地方税法381条1項に規定する登記事項であるため、不開示とする理由がない。

（2）意見書

審査請求人から平成28年9月8日付け（同月9日受付）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し、「特定の道路改良工事に伴う特定地番の土地の売買登記に関する書類一式」を求めて開示請求を行った。
- (2) これを受けて、処分庁は、対象文書の特定のため、数回にわたる補正を行った上で、別表のとおり文書の特定及び開示決定を行った。このうち「特定の道路改良工事に伴う特定地番の土地売買に関する不在者財産管理人選任申立書（写）、不在者財産管理人選任に関する許可審判書（写）、権限外行為許可に関する審判書（写）」（以下「本件請求文書」という。）の請求に対しては、該当する文書として「不在者財産管理人選任申立書」（文書1）、「不在者財産管理人選任に関する審判書」、「権限外行為許可に関する審判書」（文書2）を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、国土交通大臣に対して、不開示部分のうち上記第2の2（1）ア及びイに記載する部分の開示を求める審査請求を提起した。

2 特定の道路改良工事について

特定道路は、特定市Aと特定市Bを結ぶ幹線道路であるが、当該区間はカーブが多く自動車の運転者が道路前方を見通すことのできる距離である視距不良区間があることや区間全体にわたって上り勾配が続くため、無理な追い越しによる正面衝突事故が発生している。特に特定地付近は急カーブが連続しており、線形改良を実施するため本事業では事故の抑制及び交通の円滑化を図ることを目的に橋梁の架け替えを行い、特定年月Xから事業用地取得のための用地交渉及び工事に着手した。その後、特定年月Yに用地買収完了に至っている。

3 不在者財産管理人制度及び本件対象文書について

(1) 不在者財産管理人制度について

不在者財産管理人制度は、民法（明治29年法律第89号）25条以下を根拠とする制度で、従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者（不在者）に、財産を管理する者がいない場合において、家庭裁判所が、申立てにより不在者自身や不在者の財産について利害関係を有する第三者の利益を保護するため、財産管理人の選任等を行う制度である。選任された財産管理人は、不在者の財産を管理・保存する外、場合によっては家庭裁判所の権限外行為許可を得た上で、不在者に代わって、遺産分割や不動産の売却等を行うことができる。

(2) 文書1について

不在者財産管理人選任の申立てをする場合に、不在者の戸籍謄本・戸籍附票の写しや不動産の登記事項証明書等の不在者の財産に関する資料、申立人の利害関係を証する資料等の添付書類とともに、不在者の財産管理人の選任を申立てる趣旨や理由を記載し、不在者の従来住所地又は居住地の家庭裁判所に申立てを行うために必要な書類である。なお、申立ての理由には、公的資料による不在者の住所等の確認や不動産の周辺住民等に聞き込み等の調査を行ったが、不在者を確知し得なかった事実・経緯が記載されている。

(3) 文書2について

選任された不在者財産管理人が、不在者に代わって、特定の道路改良工事に必要となる不動産の売却を行うためには、家庭裁判所に権限外行為許可の申立てを行う必要があり、その申立について、不動産の売却を許可する旨が記載された家庭裁判所の審判書である。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、原処分において不開示とした部分の開示を求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

(1) 不開示処分の妥当性について

本件対象文書については、原処分において、法5条1号に該当する部分を除き開示とする一部開示決定を行っているが、当該文書には、不在者財産管理人制度を用いて、特定地番の土地において不在者財産管理人の選任を行い、特定河川国道事務所に不動産の売却を行うため権限外行為許可の申立てを行い、その審判を得たという事実が記載されている。

そもそも、不在者財産管理人制度は、その選任等の手続は非公開のもと行われている。そのため、特定の土地において不在者財産管理人制度を活用しているかどうかは、一般に公になっている又は公にすることが予定されている情報とはいえない。

よって、特定の土地の取引において同制度を用いたという事実を明らかにすることは、当該土地に関する情報を明らかにすることとなり、当該土地の関係者の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号の不開示情報に該当すると認められる。

また、当該土地取得のため同制度を用いているという事実については、手続が非公開であるという同制度の趣旨から鑑みて、行政庁が自ら特定の土地について同制度を用いたことを明らかにすることは、国民の信頼を損ね、今後の用地交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

このため、特定土地における本件対象文書の開示請求を受けた場合、行政文書の存否を答えるだけで、法5条1号及び6号柱書きの不開示情報を開示してしまうことになることから、法8条の規定に基づき、存否

応答拒否により不開示とすべき情報に該当するものと認められる。

今回、「特定の道路改良工事に伴う特定地番の土地の売買登記に関する書類一式」との開示請求を受け、請求対象文書を特定するため審査請求人に対し補正を行っているが、そのやり取りの中で処分庁は、当該特定土地に関して不在者財産管理人制度を活用し契約に至っていることを伝えている。これに関しては、諮問庁としては、当該情報が法8条に該当する情報であることから本来伝えるべきではなかったものとするが、処分庁に確認したところ、開示請求目的を考慮し、請求対象文書を特定する上で、やむを得なかったとのことであった。

以上のことから、本来、本件対象文書自体が存否応答拒否により不開示とすべき情報であったことにかんがみれば、既に開示されている部分はともかく、不開示部分の更なる開示可能性については、検討の余地のないものである。

(2) その他審査請求人の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、本件対象文書に係る一部開示決定の原処分については、本来存否応答拒否を行うべき性質を有する情報であるところ、本件対象文書が存在することを前提に法5条1号の不開示情報に該当する部分を不開示とする決定を行っており、同条1号及び6号柱書きに該当する不開示情報である不在者財産管理人制度の活用の有無が既に開示された状態となっている。このような場合において、改めて原処分を取り消して法8条の規定を適用する意味はなく、当該一部開示決定は結論において妥当であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年8月23日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月9日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年12月5日 | 審議 |
| ⑤ | 平成29年2月6日 | 審議 |
| ⑥ | 同月20日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑦ | 同年3月13日 | 審議 |
| ⑧ | 同月29日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、

文書1及び文書2（本件対象文書）を含む3文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

審査請求人は、不開示部分のうち、①文書1の2葉中「申立て実情」3及び4並びに②文書2の別紙「財産目録（土地）」備考欄の名義人の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで法5条1号及び6号柱書きに該当する不開示情報を開示することとなるので、本件対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったことから、原処分は結論において妥当であるとしている。

したがって、以下、諮問庁が存否応答拒否すべきであったとしていることの妥当性について検討する。

2 諮問庁が存否応答拒否すべきであったとしていることについて

(1) 諮問庁は、存否応答拒否すべきであった理由について、理由説明書（上記第3の1及び4（1））及び当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させた結果によると、おおむね以下のとおり説明する。

ア 処分庁は、「特定の道路改良工事に伴う特定地番の土地の売買登記に関する書類一式」との開示請求を受け、対象文書を特定するため審査請求人に対し補正を求め、そのやり取りの中で、当該特定土地に関して不在者財産管理人制度を用いて契約に至った旨を伝え、補正後の本件請求文書は、「特定の道路改良工事に伴う特定地番の土地売買に関する不在者財産管理人選任申立書（写）、不在者財産管理人選任に関する許可審判書（写）、権限外行為許可に関する審判書（写）」となった。

イ 本件対象文書の存否を答えると、「特定地番の土地売買に関し、不在者財産管理人の選任を行い、特定河川国道事務所に不動産の売却を行うため権限外行為許可の審判を得たという事実の有無」（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることになる。

ウ 本件存否情報は、特定地番の土地所有者の個人に関する情報であり、不在者財産管理人制度を利用したかどうかは一般に公にしておらず、公にすることが予定されている情報ではないから、法5条1号の不開示情報に該当する。

また、行政庁が自ら特定の土地について不在者財産管理人制度を用いたことを明らかにすることは、国民の信頼を損ね、今後の用地交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本件存否情報は、法5条6号柱書きの不開示情報にも該当する。

エ したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号及び6号柱書きの不開示情報を開示することとなるので、本件対象文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであった。

(2) 以下，検討する。

補正後の本件請求文書は，「特定の道路改良工事に伴う特定地番の土地売買に関する不在者財産管理人選任申立書（写），不在者財産管理人選任に関する許可審判書（写），権限外行為許可に関する審判書（写）」であり，特定個人の氏名は明示されていないが，不動産登記簿によって審査請求人が示す特定地番から土地所有者である個人が容易に判明することから，本件開示請求は，特定個人が所有する土地に係る不在者財産管理人選任申立書等の文書の開示を求めるものである。

このような開示請求に対し該当する文書の存否を答えることは，諮問庁の説明するとおり本件存否情報を明らかにするものと認められる。

本件存否情報は，特定地番の土地所有者に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められないことから，同号の不開示情報に該当すると認められる。

したがって，本件対象文書について，その存否を答えることは，法5条6号柱書きについて判断するまでもなく，同条1号の不開示情報を開示する結果となることから，本来は，法8条により，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったものと認められる。

しかしながら，処分庁は，既に原処分において本件対象文書が存在することを明らかにしてしまっており，改めて原処分を取り消して法8条を適用する意味はなく，原処分は，結論において妥当といわざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は，開示請求の内容から対象となる文書が十分特定でき，補正を要するものとは考えられないところ，上記2（1）アの諮問庁の説明によると，補正により対象文書を限定したため，本来，存否応答拒否すべきであったとする結果になったものである。

したがって，本件においては，補正を求めることなく開示請求の対象となる文書の開示・不開示の判断を行うことができたのであるから，処分庁は，今後，補正の要否について適切な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定について，諮問庁がその存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条1号及び6号柱書きに該当するとして，その

存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとしていることについては、当該情報は同条1号に該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、その一部を不開示とした決定は、結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別表

開示決定処分	補正後の請求文書名	開示文書
関連処分1	特定の道路改良工事に伴う特定 地番の土地売買に関する契約書	土地売買に関する契約書
関連処分2	特定の道路改良工事に伴う特定 地番の土地売買に関する登記完了証	登記完了証
原処分	(本件請求文書) 特定の道路改良工事に伴う特定 地番の土地売買に関する不在者 財産管理人選任申立書(写), 不在者財産管理人選任に関する 許可審判書(写), 権限外行為 許可に関する審判書(写)	不在者財産管理人選任申立書 (文書1) 権限外行為許可に関する審判書 (文書2)